

京都市告示第432号

京都市水路等管理条例第2条第2項の規定に基づき、農業用水路等の路線を次のように一部廃止及び名称変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年 2月21日

京都市長 門川大作

(一部廃止する水路)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	花脊水0061号	左京区花脊大布施町951-3番地地先 左京区花脊大布施町515番地先	
2	花脊水0111号	左京区花脊大布施町516番地先 左京区花脊大布施町518番地先	
3	花脊水0109号	左京区花脊大布施町465-2番地先 左京区花脊大布施町466番地先	

(名称変更する水路)

整理番号	路線名	起 終	点 点
4	花脊水0152号	左京区花脊大布施町466番地先 左京区花脊大布施町470番地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)